

2 情報公開

建設工事等に係る入札及び契約の過程並びに関係規程等の公表方針

第1 目的

この方針は、旭川市が発注する建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）の発注の見通しに関する事項、建設工事等に係る入札及び契約について、その過程並びに契約内容に関する事項等を公表し、もって入札及び契約の透明性の確保を図ることを目的とする。

第2 建設工事等の発注の見通しに関する事項の公表

毎年度、4月に、当該年度に発注することが見込まれる予定価格が130万円を超える建設工事の請負契約並びに予定価格が50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって旭川市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を公表するものとする。

(1) 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期)

(4) 金額区分

(5) 担当部名及び担当課名

2 前項第4号の金額区分は別表に掲げる区分とする。

3 第1項に掲げる事項は、総務部契約課において、当該年度の3月31日まで公表するものとする。

4 第1項の規定により公表した発注見通しに関する事項に変更がある場合においては、10月に、変更後の当該事項を公表するものとする。

5 第1項及び第3項の規定は、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

第3 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

次に掲げる事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 予定価格が130万円を超える建設工事並びに予定価格が50万円を超える測量及び工事に係る調査、設計等の契約について、当該建設工事等ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めその資格を有する者に当該入札を行わせた場合における当該資格
 - (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
 - (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
 - (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
 - (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)
 - (6) 令第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - (7) 令第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格及び最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
 - (8) 次に掲げる契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 建設工事等の名称, 場所, 種別及び概要
 - ウ 建設工事等の着手の時期及び完成の時期
 - エ 契約金額
 - (9) 落札, 又は決定後に契約を辞退した場合における次に掲げる当該契約の内容
 - ア 契約辞退した者の商号又は名称及び住所
 - イ 建設工事等の名称, 場所, 種別及び概要
 - ウ 契約金額
 - (10) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 前項の建設工事等について契約の金額の変更を伴う契約の変更をしたときは, 遅滞なく, 変更後の契約に係る同項第8号イからエに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

第4 その他入札及び契約に関する次に掲げる事項の公表

- (1) 予定価格(随意契約を行った場合を除く。)
- (2) 設計金額。ただし, 競争入札に付する建設工事等について試行的に公表する。
- (3) 業者別年間受注額(工種別)。ただし, 共同企業体に係るものにあつては, 出資比率に応じて工事費等を配分し, 業者ごとの受注額に加算する。
- (4) 別記に掲げる規程

第5 公表内容の期間の範囲は次のとおりとする。

- (1) 第3第1項に掲げる事項並びに第4第4号の規定は, 閲覧に供する時点で, 現に有

効なものとする。

- (2) 第3第2項及び第3項並びに第4第1号に掲げる事項は、当該年度及び前年度のものとす。
- (3) 第4第3号に掲げる事項は、前年度末における当該年度の受注金額の累計

第6 公表の時期は次のとおりとする。

- (1) 第3第2項第1号に掲げる事項は、公告の日から公表するものとする。
- (2) 第3第2項第2号から第10号に掲げる事項及び第4第1号に掲げる事項は、落札者の決定後若しくは契約辞退後又は契約の相手方及び契約金額の決定後若しくは契約の相手方の契約辞退後、なるべく早期に公表するものとする。
- (3) 第3第1項に掲げる事項及び第4第4号に掲げる規定は、これを定め、作成したとき、若しくは変更したときに公表するものとする。
- (4) 第4第2号に掲げる事項で、公告によるものは公告の日から、その他は指名通知の日から公表するものとする。
- (5) 第4第3号に掲げる事項は、前年度終了後なるべく早期に公表するものとする。
- (6) 第3第2項及び第3項並びに第4第1号に掲げる事項については、契約を締結、又は辞退した日の属する年度の翌年度の3月31日まで公表するものとする。

第7 公表の方法及び場所は次のとおりとする。

- (1) 第3第1項、第2項及び第4第1号、第3号に掲げる事項並びに第4号の規定は、総務部契約課において公表するものとする。
- (2) 第4第2号に掲げる事項について一般競争入札によるものは、公告に設計金額を掲載して公表するものとし、指名競争入札によるものは、指名通知に掲載して公表するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成16年3月1日から実施する。
- 2 建設工事の入札結果及び関係規程の公表方針(平成6年4月20日実施)は、廃止する。

附 則

この方針は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成20年4月14日から実施する。

附 則

この方針は、平成23年3月22日から実施する。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成30年4月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、平成31年4月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、令和 3 年4月 1 日から実施する。

別 表

建設工事	委託業務
130万円を超え 600万円未満	50万円を超え 200万円未満
600万円以上 1,200万円未満	200万円以上 500万円未満
1,200万円以上 1,500万円未満	500万円以上 1,000万円未満
1,500万円以上 3,500万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満
3,500万円以上 6,000万円未満	3,000万円以上
6,000万円以上 8,000万円未満	
8,000万円以上 10,000万円未満	
10,000万円以上 15,000万円未満	
15,000万円以上 20,000万円未満	
20,000万円以上 30,000万円未満	
30,000万円以上 50,000万円未満	
50,000万円以上	

別 記

- ・ 建設工事請負業者の格付要領
- ・ 旭川市競争入札参加者選定要綱
- ・ 旭川市建設業者指名基準
- ・ 旭川市建設工事等競争入札心得
- ・ 旭川市建設工事等郵便入札心得
- ・ 旭川市建設工事競争入札心得（総合評価用）
- ・ 旭川市建設工事競争入札心得（総合評価・郵送方式）
- ・ 旭川市談合情報対応要領
- ・ 旭川市建設工事前金払要綱
- ・ 旭川市中間前金払要綱
- ・ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領
- ・ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領運用基準
- ・ 旭川市建設工事等共同企業体運用基準
- ・ 旭川市建設工事等共同企業体(分担施工方式) 取扱要領
- ・ 工事積算基準公開要綱
- ・ 工事積算基準公開要領
- ・ 旭川市建設工事数量公開実施要領
- ・ 旭川市条件付き一般競争入札実施要綱
- ・ 旭川市事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領
- ・ 旭川市建設工事簡易型総合評価一般競争入札試行要領
- ・ 旭川市建設工事等低入札価格調査要領
- ・ 旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領
- ・ 旭川市建設工事請負契約等に係る事前公表の試行要領
- ・ 旭川市建設工事等設計図書有償頒布要領

- ・旭川市工事費内訳書等提出要領
- ・事後審査型一般競争入札（郵送方式）傍聴要領
- ・現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準
- ・旭川市建設工事下請状況等調査実施要領
- ・上記のほか、主管課長が公表することについて妥当と認めたもの。